

2013.11.27

文化庁

平成25年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

多文化共生に向けた地域における 日本語教育の体制整備のために（演習）

東京外国語大学
多言語・多文化教育研究センター
杉澤経子

1 演習の導入

(1) 政策の動向ー地域日本語教育の体制整備の視点として

○「生活者としての外国人」に対する日本語教育

- ・H18外国人労働者問題関係省庁連絡会議「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」提示
- ・H19 文化庁「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」開始
- ・H21文化庁「国語分科会日本語小委員会[**日本語教育の充実に向けた体制整備**と『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等の検討]」発表

●日本語教育の充実に向けた体制整備

- ①体制整備(各機関の役割分担)
- ②各機関の連携協力のあり方
- ③コーディネート機関・人材の必要性

●『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等の検討

→日本語教育の内容の大枠の提示

- ①標準的な内容・方法の提示
- ②日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理

●日本語教育の充実に向けた体制整備のポイント

1 各機関の役割分担

(1) 国の担うべき役割

国は、日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を示すことなどの役割を担う必要がある。

(2) 都道府県の担うべき役割

都道府県は、国が示す指針を参考として、域内の実情に応じた日本語教育の体制整備や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成することなどの役割を担う必要がある。

(3) 市町村の担うべき役割

市町村は、都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って具体化すること、地域における日本語教育の指導者を養成することなどの役割を担う必要がある。

2 各機関の連携協力の在り方

国、都道府県、市町村は、相互に連携するとともに、それぞれのレベルで、関係団体及び個人とネットワークを形成し、協力関係を構築することが必要である。

3 地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため、日本語教育のコーディネート機能を果たす機関及び人材が必要である。

○「外国人住民」に対するコミュニケーション支援

- H18総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定
→外国人住民に対する「コミュニケーション支援」
- 「地域における多文化共生」の定義
「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」



地域日本語教育の対象は住民全体



自治体が行う意義：「多文化共生の地域づくり」

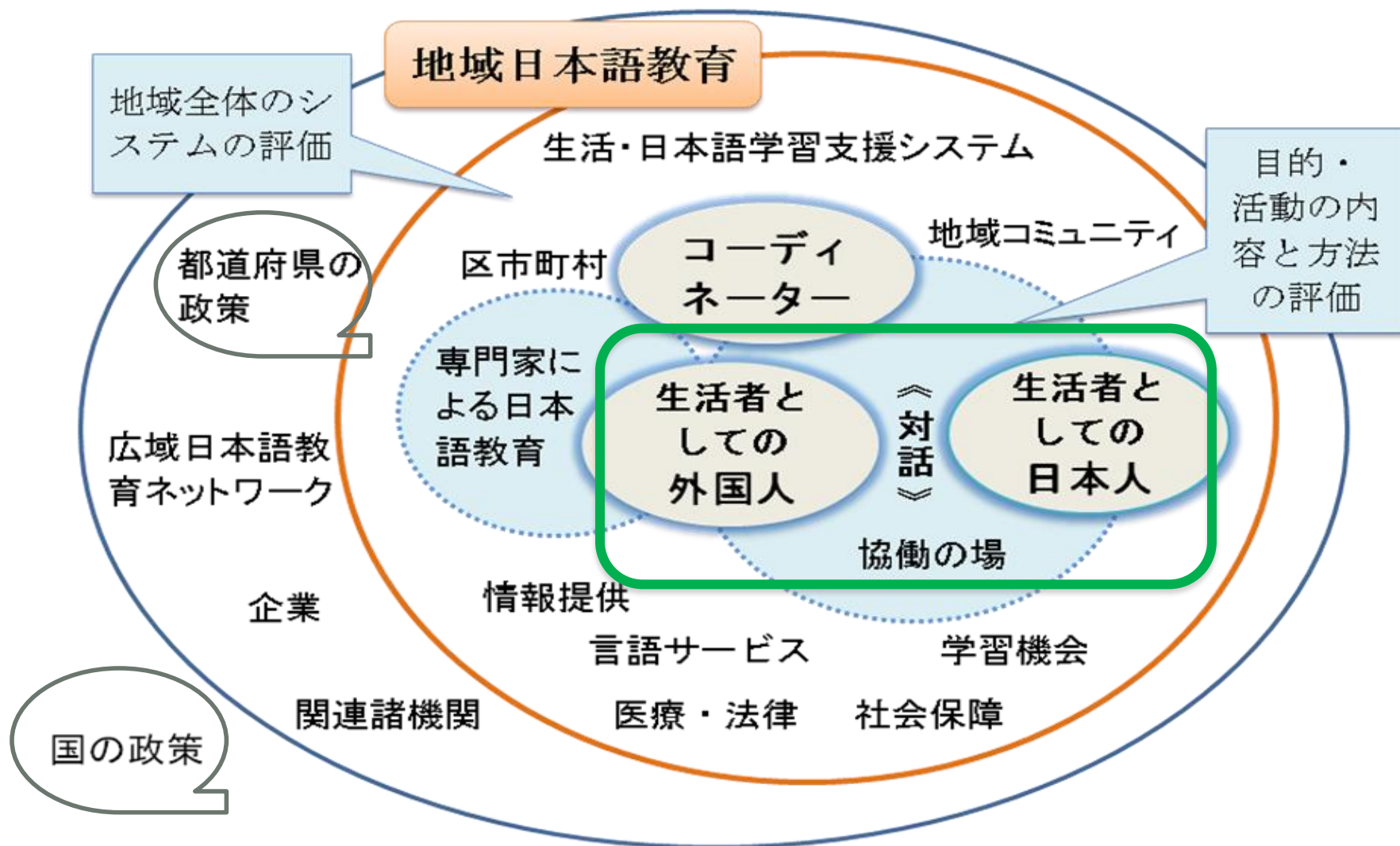
(2) 地域における日本語教育とは？

○地域における日本語教育は、**多文化共生社会の実現**に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、ボランティアや専門家のほかに、一般市民の参加が必要不可欠である（国語分科会日本語教育小委員会）

○「日本語を教える／学ぶための教室」の範囲を超え、全ての人によりよく生きる社会の実現のために、それを妨げる問題を問い、日本語コミュニケーションの側面からの働きかけによって**多文化共生の地域社会形成**を目指す活動や制度、ネットワークの総体として捉える必要がある（日本語教育学会2008）

○**多文化共生社会の実現**を目的とする市民参加による地域の日本語教育活動およびそのシステム（杉澤2012）

「多文化共生社会形成のための日本語教育システム」(日本語教育学会2008)



2 中間の整理

―地域日本語教育事業 企画立案の視点

- (1) 多文化共生の観点から地域の問題を把握する
- (2) 各立場で解決すべき問題を地域課題として設定する
- (3) 課題解決に向けて地域日本語教育事業を企画立案する

【体制整備に求められる視点】

- ① 社会資源の発掘
- ② 連携・協働の推進
- ③ コーディネーターの配置

3 演習のまとめ

—多文化共生に向けた地域における日本語教育の
体制整備のポイント

- (1) 社会資源の活用
- (2) 連携・協働の推進
- (3) 多文化共生の内実を分析・改善する
—居場所の観点から
- (4) コーディネーターの配置

【補足説明】

(1) 日本語教室活動を「居場所」の観点から分析する

① 日本語教室の場の機能 (日本語教育学会2008)

- 日本社会で生活するための(日本語)学習の場としての機能
- 自己が肯定される「居場所」としての機能
- よりよい生活を確保するために必要な情報が入手できる情報提供機能
- 異文化理解の場としての機能
- 問題解決の場としての機能
- 社会参加を実現していく地域への入り口としての機能

②居場所の必要性

―「多文化社会型居場所感」尺度開発の研究から

(シリーズ多言語・多文化協働実践研究13)

○居場所とは

- 社会とつながっていくための安全基地

○居場所の分類

- 個人的居場所: 他者からのかかわりから離れて自分を取り戻せる場所(自分の部屋、家庭)
- 社会的居場所: 他者との関わりを持つことで自分を確認できる場所(学校、公園、日本語教室など)

○自己肯定感を高められる場の必要性

- 第二世代の子どもたちは、両親や友達とのコミュニケーション不足、学校の授業の解らなさ等から、自信をなくし、自己肯定感が低下していることから、精神的回復力を向上させ、自己肯定感を高められる仕掛け(居場所)が必要。

③アンケート調査(全8言語)による分析

調査のねらい:「多文化共生」を実現するためには、地域の日本語教室が多文化の人々にとって「居場所」(社会とつながっていくための安全基地)と sentir られる場になっているかが大切。

→客観的に見ることによって改善策を検討することができる。

a. 5つの因子によって構成される居場所感の広がり进行分析する

- 役割(安心感)
- 被受容(安心感)
- 社会参加(参加感)
- 交流(つながり感)
- 配慮(つながり感)

この5つが高いと居場所感が高い

* 地域日本語教室における「社会参加」の定義: 地域日本語教室の学習活動やイベントに参加し、日本語教室から地域の活動に参加していくプロセスをいう。

(2) 地域日本語教育におけるコーディネーターとは (日本語教育学会2008)

○地域日本語教育をシステムとして機能させるために欠かせない人材

2つの立場

- ・システムコーディネーター

自治体施策等との連携においてシステムを構築し機能させる役割を担う

- ・地域日本語コーディネーター

地域の日本語教室を機能させる役割を担う

○コーディネーターの業務と役割(杉澤2012:13-14)

コーディネーターの業務

- 日本語教育事業の企画・運営
- 地域によって異なる問題の解決
- 市民参加の仕組みづくり
- 相互学習のプログラムづくり

コーディネーターの役割・機能

- 市民意識の醸成と参加の促進
- 対話をベースにした協働活動の推進
- 多様な人・機関・団体との連携やネットワークの推進

【参考文献】

- 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究13 共生社会に向けた協働の地域づくり』,2011, 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター.
- 杉澤経子,2012,「地域日本語教育分野におけるコーディネーターの専門性」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究15 地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター.
- 文化審議会「国語分科会日本語教育小委員会における審議について(案)日本語教育の充実に向けた体制整備と『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等の検討」
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo_16/pdf/shiryo_2.pdf
- 日本語教育学会,2008,『外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発—報告書—』, 社団法人日本語教育学会